

# 参 考 資 料

(庁舎等使用調整計画)

## 庁舎等使用調整計画の対象事案（平成28年2月諮問）

議案	庁舎名	使用調整対象面積	備考（調整に伴う財政効果）
1	さいたま新都心合同庁舎1号館	約 1,030㎡	借受解消（建物）： 約1,329㎡ → 年額約119百万円
	さいたま新都心合同庁舎2号館	約 1,067㎡	売却可能財産（土地）： 約1,352㎡ → 約3.2億円（台帳価格） 借受解消（建物）： 約1,230㎡ → 年額約63百万円
2	近畿中国森林管理局庁舎	約 945㎡	借受解消（建物）： 約632㎡ → 年額約30百万円
3	岡山地方法務局岡山西出張所庁舎	約 998㎡	売却可能財産（土地）： 約1,448㎡ → 約1.8億円（台帳価格）
4	高松港湾合同庁舎	約 1,914㎡	売却可能財産（土地）： 約3,742㎡ → 約1.2億円（台帳価格） 借受解消（土地）： 約1,262㎡ → 年額約4百万円 借受解消（建物）： 約652㎡ → 年額約20百万円
5	中国四国農政局高松市庁舎	約 2,463㎡	売却可能財産（土地）： 約1,020㎡ → 約1.1億円（台帳価格）
合計（5事案：6庁舎）		約 8,417㎡	売却可能財産（土地）： 約7,562㎡ → <u>約7.3億円（台帳価格）</u> 借受解消（土地）： 約1,262㎡ → <u>年額約4百万円</u> 借受解消（建物）： 約3,843㎡ → <u>年額約232百万円</u>

（参考）平成19年6月から平成28年2月までの庁舎等使用調整計画の策定状況（83事案：92庁舎）及び財政効果（累計）

使用調整床面積： 約 137,000㎡

売却可能財産： （土地）約 106,700㎡ ⇒ 約 129.1億円の売却可能財産の創出

借受解消： （土地） 約 12,800㎡ ⇒ 年額約 0.3億円の借受解消

（建物） 約 35,500㎡ ⇒ 年額約 24.6億円の借受解消

業務委託料縮減： 年額約 7百万円

# 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（抜粋）

（昭和32年法律第115号）

（用語の定義）

第2条 （略）

2 この法律において「庁舎等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 行政財産のうち国の事務若しくは事業又は企業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）
- 二 国の事務若しくは事業又は企業の用に供するために国が借り受けている建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地

3 この法律において「使用調整」とは、庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換、所属替、用途の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすることをいう。

（庁舎等使用調整計画）

第4条 財務大臣は、第3条の規定により庁舎等使用現況及び見込報告書の送付を受けた場合又は庁舎等について国有財産法第10条第1項若しくは前条の規定により資料若しくは報告を受け、若しくは実地監査を行った場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、庁舎等の使用調整に関する計画（以下「庁舎等使用調整計画」という。）を定め、遅滞なく、これを関係の各省各庁の長に通知しなければならない。

2～3 （略）

4 財務大臣は、第1項及び第2項の規定により庁舎等使用調整計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財政制度等審議会に諮り、その意見を聴かなければならない。

5～7 （略）